

2024年度（令和6年度）
福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内中小事業者等（以下「事業者」という。）の温室効果ガスの排出抑制と企業価値の向上による競争力強化につなげることを目的とし、事業者が二酸化炭素（CO₂）排出量管理システムを導入する費用等の一部を、予算の範囲内で2024年度（令和6年度）福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付する事業（以下「本事業」という。）に関し、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- （1）「中小事業者等」とは、別表に掲げるものをいう。
- （2）「みなし大企業」とは、次の者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- （3）「二酸化炭素（CO₂）排出量管理システム」とは、GHGプロトコルに適合し、スコープ1及びスコープ2又はスコープ1、スコープ2及びスコープ3の二酸化炭素（CO₂）排出量を算定するツールをいう。
- （4）「排出削減対策提案等に係るコンサルタント料」とは、二酸化炭素（CO₂）排出量管理システムで数値化された二酸化炭素（CO₂）排出量を基に、排出量削減に向けた対策提案や計画策定・実行支援などを行う際のコンサルティングに係る費用をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。ただし、みなし大企業は除く。

- （1）市内に事業所を有し、当該事業所における二酸化炭素（CO₂）排出量を算定するため、第8条第1項に定める交付決定があった日以降に二酸化炭素（CO₂）排出量管理システムを導入し、1年以上継続して利用する者
- （2）市税を滞納していない者
- （3）代表者、役員及び従業員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 前項の規定にかかわらず、2024年(令和6年)11月30日以前に福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金の交付決定を受けた者(以下「前事業決定者」という。)は、本事業による補助金の交付を受けることができない。ただし、二酸化炭素(CO₂)排出量管理システムを利用開始してから1年を経過しない者で、既に交付を受けた補助金の額が第6条第1項に定める補助金の上限額に満たないものは、この限りではない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする(消費税及び地方消費税相当額等は、補助対象経費から除く。)

- (1) 二酸化炭素(CO₂)排出量管理システムの利用料
- (2) 排出削減対策提案等に係るコンサルタント料(二酸化炭素〔CO₂〕排出量管理システムの導入に付随して支払うものに限る。)

(補助対象期間)

第5条 前条各号に定める補助対象経費は、二酸化炭素(CO₂)排出量管理システムの利用開始日から2026年(令和8年)3月31日までの期間(以下「補助対象期間」という。)とし、1年間の利用分を限度とする。ただし、2026年(令和8年)2月19日までに補助対象経費の支払が完了したものに限り。

(補助率、補助金額及び補助対象経費の計算)

第6条 補助金額は、補助対象経費の合計額の2/3(千円未満は切捨て)とし、25万円を上限とする。ただし、前事業決定者は、第4条に定める補助対象経費のうち、前条に定める補助対象期間及び上限額を通算し、1年間の利用分の残月分を、上限額の残額分を限度に交付するものとする。

2 年間契約により一括払いをした場合は、補助対象期間における二酸化炭素(CO₂)排出量管理システムの利用月数で按分するものとする。

3 補助対象経費が発生する期間が一月に満たない月は、日割計算とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付決定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 2024年度(令和6年度)福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 見積書等、補助対象経費の内訳が分かる書類
- (3) 導入するシステムの概要が分かるもの
- (4) 法人にあつては履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの)の写し
- (5) 個人事業主にあつては、開業届(所管税務署の受付印があるもの又は電子申告によ

る受付日時が印字されているものに限る。)又は直近の確定申告書(所管税務署の受付印があるもの又は電子申告による受付日時が印字されているものに限る。)の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象として申請した経費に関しては、国、県、市町及び各種支援機関が実施する他の補助等を受けてはならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、「2024年度(令和6年度)福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金交付決定通知書」(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、「2024年度(令和6年度)福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金不交付決定通知書」(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び中止)

第9条 前条第1項に規定する決定を受けた者(以下「交付決定対象者」という。)は、交付決定を受けた後に申請内容を変更又は中止しようとする場合は、「2024年度(令和6年度)福山市二酸化炭素排出管理支援事業計画変更等承認申請書」(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の増減が20パーセント未満の軽微な変更である場合は、この限りでない。

(1) 申請内容の変更又は中止に係る書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、内容の変更又は中止について承認することを決定したときは、「2024年度(令和6年度)福山市二酸化炭素排出管理支援事業計画変更等承認通知書」(様式第5号)により、変更又は中止の承認を交付決定対象者に通知する。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、内容の変更又は中止について承認しないことを決定したときは、「2024年度(令和6年度)福山市二酸化炭素排出管理支援事業計画変更等不承認通知書」(様式第6号)により、変更又は中止の不承認及びその理由を交付決定対象者に通知する。

(補助金実績報告)

第10条 交付決定対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、2026年(令和8年)2月19日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 2024年度(令和6年度)福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金実績報告書(様式第7号)

(2) 契約書等の写し

(3) 補助対象経費の支払の完了を証する書類の写し(補助対象経費の内訳等が確認でき

るものに限る。)

(補助金交付額の決定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、「2024年度（令和6年度）福山市二
酸化炭素排出管理支援事業補助金交付額確定通知書」（様式第8号）により交付決定対象
者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により決定した補助金の交付額に基づき、補助金を交付する
ものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長
に請求しなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 市長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助
金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に定める補助対象者の要件に該当しなくなった場合

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(3) この要綱の規定に違反した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じた場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、「2024年度（令
和6年度）福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金交付決定取消通知書」（様式第9
号）により、交付決定対象者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る
部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の
返還を命じることができる。

(調査等)

第14条 市長は、補助金の交付について必要と認める場合は、申請者等に対して報告を求
め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別
に定める。

附則

この要綱は、2024年（令和6年）12月20日から施行する。

別表 (第2条関係)

事業者の種類	定義
中小企業者	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)に規定する中小企業者
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人
公益法人等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する公益社団法人及び公益財団法人
医療法人	医療法(昭和23年法律205号)に規定する医療法人
社会福祉法人	社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉法人
協同組合等	法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する協同組合等
学校法人	私立学校法(昭和24年法律第270号)に規定する学校法人
宗教法人	宗教法人法(昭和26年法律第126号)に規定する宗教法人